

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 9 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24243012

研究課題名(和文) 経済活動における違法行為に対する制裁手段の在り方に関する総合的研究

研究課題名(英文) A comprehensive study about sanctions against illegal acts in the economic area

研究代表者

佐伯 仁志 (SAEKI, Hitoshi)

東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：10134438

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 18,000,000円

研究成果の概要(和文)：本件研究は、経済活動における違法行為に対する制裁手段の在り方について、刑事制裁と非刑事法的な規制手段とを比較しつつ、多角的な検討を加えるものである。具体的な研究成果としては、刑事法上の過失概念と民事法上の過失概念の関係、公務員の過失責任の限界、銀行取引における違法行為の処理、金融商品取引法における罰則の解釈、独占禁止法におけるサンクションの在り方などの問題について、検討を加えることができた。

研究成果の概要(英文)：This study analyzes sanctions against illegal acts in the economic area from different perspectives by comparing criminal sanctions with non-criminal enforcement. As our achievements, we deepened our knowledge about (1) the relation between criminal and civil negligence, (2) the scope of negligent liability of government officials, (3) measures to deal with illegal acts in financial transactions, (4) interpretation of the penalty clauses of the Financial Instruments and Exchange Act, and (5) problems of the sanctions of the Antimonopoly Act.

研究分野：刑法

キーワード：刑法 経済刑法

### 1. 研究開始当初の背景

経済活動における違法行為に対するサンクションとしては、刑罰的規制のほか、行政的規制、私法的規制、さらに自主規制機関による自主規制など様々な規制手段を投入する可能性があり得る。そして、金融商品取引法、独占禁止法などのエンフォースメントにおいては、効果的・機動的な法執行を可能にするため、これらの多数の規制手法が現実投入されている。たとえば金融商品取引法においては刑罰の賦課のほかに、行政調査に基づく行政処分、課徴金納付命令、裁判所による停止命令、投資家による損害賠償請求、金融商品取引所および業界団体における自主的規制など、きわめて多様な規制手法が用意されている。もっとも、これらの規制手法をどのように使い分けることが望ましいか、また、各種の規制手法を併用することの理論的・実践的な意義については、従来の研究において、必ずしも十分に解明されているわけではない。この問題領域においては、金商法、独禁法などの領域固有の問題関心と、刑事法学、行政法学、民法学などで検討すべき基礎理論的なテーマとが交錯しており、前者の領域の特殊性やニーズを十分に意識しつつ、後者のテーマに関して掘り下げた検討を加えることが、適切な規制枠組みの実現のために不可欠であるといえる。それにもかかわらず、両分野の実質的な協働作業はこれまで必ずしも十分に行われてきたわけではない。たとえば独占禁止法における課徴金と刑罰の併科の可否やその限界の問題については、同法の規制手法の全体像を正確に理解した上で、課徴金、刑罰の法的性質を十分に考慮しつつ、二重処罰禁止や比例原則との関連において、多角的な理論的検討が必要となるはずだが、独禁法の研究者によっても、また、刑法・行政法の研究者によっても、活発な論争が行われてきたとはいいがたい状況である。領域横断的なテーマについては、互いの法分野が、その理論的解決を相手の分野に委ねてしまうことがしばしば見られるが、上記の問題についても、このような傾向がなかったとはいえないであろう。真の領域横断的な研究が、独禁法、金商法などの解釈・運用をめぐって求められているのである。

さらに、このような規制手法の多様化は、実は刑法学にとっても重要な課題を突き付けている。刑罰の本質やその目的をめぐっては古くから活発な議論が行われてきたが、行政制裁や課徴金納付命令などの規制手法が併用され、また、民事不法行為における制裁的機能が重視されている今日においては、他の規制手法との比較の視座から、現代における刑事的規制の存在意義について再検討を加える必要性が高まっているのである。刑法の補充性・謙抑性という概念が、現在においても重要な基本原理であることには変わりはないが、これら大原則に全面的に依拠するだけでは、もはや十分な問題解決を導くこと

はできないのである。

本件研究は研究代表者のこれまでの研究成果を活かしつつも、金商法、独禁法、行政法、民法法の研究者との実質的協働作業によって、個別の問題領域ごとに実態に即した検討を加えることで、従来の研究をより多角的な観点によって発展させ、また、研究対象を大幅に拡大しようとするものである。

### 2. 研究の目的

本件研究の目的は大別して3つに分類することができる。第1に、金融商品取引法や独占禁止法における規制手法について、とりわけ刑事法学の観点から重要な意義を有する問題について多角的に検討し、一定の解釈論的・立法論的な結論を得ることである。たとえば、金商法におけるインサイダー規制の在り方、金商法における課徴金の算定基準、行政官庁や業界団体によるインフォーマルな規制手法の位置付け、独禁法における課徴金の意義、課徴金減免制度をめぐる問題点、公正取引委員会による犯則調査の意義などの問題について、一定の結論を得ることを目的とする。

さらに本研究では、上記「研究開始当初の背景」で述べたような基礎理論的な問題についても、多角的・総合的な研究を加える。この研究においては刑事法の問題の検討が中心となるが、刑事制裁や刑事裁判の本質的理解を深めるためにも、行政法学、民法学の基礎理論的な問題についても分析が必要となろう。具体的には、(a)法人に対するサンクションの在り方、(b)刑罰と課徴金ないし行政制裁との関係、(c)経済犯罪に対する量刑の在り方、(d)被害者に対する被害回復の在り方、(e)行政調査手続と犯則調査手続ないし刑事手続との関係、(f)損害賠償法における制裁的観点の理解(たとえば懲罰的損害賠償と刑罰の関係)、(g)違法行為による不当な利益の剥奪手段の在り方などについて、一定の結論を得ることが第2の目的である。

そして、これらの総合的・多角的な研究を踏まえて、経済活動における違法行為に対して、いかなる制裁手段が望ましいかについて総合的研究を行うのが第3の目的である。この研究においては、会社犯罪、租税犯罪、消費者保護法制など、直接的な研究対象としていない分野についても視野を広げることが想定されている。そして、これらの検討によって、経済活動における刑事的規制と非刑事的規制の「役割分担」についても、一定の展望を得ることが期待される。

### 3. 研究の方法

本件研究目的を達成するために、金商法、独禁法のエンフォースメントの検討・分析、制裁・抑止手段の在り方に関する基礎理論的研究、経済活動における違法行為に対する制裁手段の在り方に関する研究という順序で、3段階にわけて研究を進めることにす

る。各段階においては、研究課題ごとに研究グループを構成し、その具体的な分担内容に即して研究活動を進める。具体的分担においては、刑事法とそれ以外の分野という縦割りにならないように留意し、領域横断的な研究の実現に努める。

また、研究方法としては、(a)文献資料による調査、(b)定期的な研究会の開催による意見交換(外部の研究者、実務家を招へいする機会も設ける)、(c)外国の現状調査・専門家との意見交換を予定している。とりわけ文献資料の収集・調査については、国内外の最新の立法・実務の動向について、網羅的な調査・分析を行う。最新の立法資料等については、インターネットによる情報収集も併用する。さらに、(d)論稿の公表、研究集会の開催などを通して、研究成果の外部への発信・公開を積極的に行うことにしたい。

#### 4. 研究成果

本件研究は平成24年度から平成27年度までの4年間に継続して行われている。各年度の研究内容および研究成果について、記載することにしたい。

平成24年度においては、金融商品取引法におけるエンフォースメントの問題、具体的には相場操縦の罪、インサイダー取引の罪などの犯罪類型の解釈について検討を加えるとともに、金商法上の没収・追徴規定や課徴金納付命令制度などの制裁制度の概要について、理論的な検討を加えた。とりわけ金商法の罰則の検討においては、不正取引の罪(157条)、風説の流布、偽計、暴行・脅迫の罪(158条)の適用範囲について、刑事法研究者と金商法研究者ではイメージが大きく異なっていることが明らかになり、それを前提としつつ、あるべき解決方法について検討を加えた。

あわせて銀行業務をめぐる刑事法的な規制についても検討を開始した。具体的には、銀行預金の払戻がいかなる範囲で刑法上の財産犯を構成するか、また、この問題が民事法上の預金債権に関する規制のルールと整合的に解しうるかという問題について、検討を進めた。

平成25年度においては、これらの研究を継続しつつ、さらに財産的な利益剥奪・制裁手段の在り方について、検討を加えた。具体的には刑罰における罰金刑と課徴金納付命令の関係や両者間の調整の意義、さらに付加刑としての没収・追徴の法的意義について、理論的な検討を加えた。

平成26年度の研究においては、金融商品取引法の平成26年改正によって、インサイダー取引規制が改正されたことを受けて、改正法における刑事罰の在り方や従来の議論との関係について、検討を加えた。あわせて金融商品取引法の課徴金制度について、とりわけ独占禁止法上の課徴金制度との比較という観点から、理論的な分析を行った。

平成27年度においては、刑事過失と民事過失の比較について、検討を進めた。刑事判例における過失判断の構造を解明しつつ、民事不法行為における過失判断と対比を行った。また、法人組織内部の自然人的行為者に対する過失責任在り方について検討し、あわせて、公務員の過失責任の限界について、行政法上の議論と対比しつつ、検討を加えた。これらの検討によって、近時、刑法学説で有力に主張されている二段階構造論、注意義務確定基準論をめぐる議論が、民事不法行為法などにおける問題関心とも共通した側面があることが明らかになった。さらに、これらの問題と関連付けながら、法人に対する制裁の在り方、とりわけ財産的制裁手段の意義についても再検討を加えた。

これらの研究成果を通して、刑事的制裁・非刑事的制裁の併用の意義とその在り方、刑罰構成要件解釈におけるアプローチ、問題関心の独自性、他の法領域における解釈手法との異同等について、知見を深めることができた。また、金融商品取引法、独占禁止法などの罰則の解釈について、金融商品取引法や独占禁止法の全体構造(とりわけ非刑事法的な問題関心)を踏まえつつ、新たな視点を見いだすことができた。これらの研究成果の一部については、既に後掲の発表論文等によって公表しているが、さらに経済刑法、とりわけ金融犯罪等をめぐる問題については、近期中に研究成果を取りまとめ、公表することにしたい。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計44件)

樋口亮介、刑の執行猶予、罪と罰 53巻2号、2016年、81-92、査読無

佐伯仁志、刑法における自由の保護、法曹時報67巻9号、2015年、2453-2515、査読無

森田宏樹(MORITA, Hiroki)、Notion de préjudice en droit Japonais, in Le préjudice : entre tradition et modernité, Travaux internationaux Henri Capitant, tome 1/2013, Bruylant, 2015, pp. 23-38. 査読無

白石忠志、独禁法の展望、小泉直樹=田村善之編『はばたき - 21世紀の知的財産法』(弘文堂) 2015年、948-960、査読無

白石忠志、流通・取引慣行ガイドラインの沿革と位置付け、白石忠志(監修)『ビジネスを促進する：独禁法の道標』(レクシスネクシス) 2015年、2-15、査読無

白石忠志、流通取引慣行ガイドライン見直しの構造、自由と正義 2015 年 12 月号、2015 年、23-27、査読無

神作裕之、コーポレートガバナンス・コードの法制的検討、商事法務 2068 号、2015 年、13-23、査読無

神作裕之、運用型投資スキームの業規制、金融法務事情 2023 号、2015 年、38-47、査読無

大澤裕、被疑者・被告人の身柄拘束のあり方 いわゆる中間処分を中心に、論究ジュリスト 12 号、2015 年、88-95、査読無

橋爪隆、犯罪収益移転防止法の改正と今後の課題、ジュリスト 1481 号、2015 年、14-20、査読無

橋爪隆、暴力団員でないことを表明・確約して口座開設を申し込む行為と詐欺罪の成否、金融判例研究 25 号、2015 年、7-10、査読無

樋口亮介、没収・追徴 - 共犯を素材に、法律時報 87 巻 7 号、2015 年、46-53、査読無

樋口亮介、日本における執行猶予の選択基準、論究ジュリスト 14 号、2015 年、101-115、査読無

佐伯仁志、独占禁止法の罪、法学教室 400 号、2014 年、125 - 131、査読無

佐伯仁志、法の実現手法、岩波講座・現代法の動態第 2 巻『法の実現手法』(岩波書店) 2014 年、3-28、査読無

佐伯仁志、事後強盗罪に関する覚書、川端博先生古稀祝賀論文集(下)、2014 年、187-214、査読無

大澤裕、証拠開示制度、法律時報 86 巻 10 号、2014 年、46-52、査読無

神作裕之、平成 26 年金商法関連法制の見直し: 内部統制報告・大量保有報告・虚偽記載の民事責任、ジュリスト 1473 号、2014 年、29-34、査読無

神作裕之、シンジケートローンにおけるアレジャーの信義則上の情報提供義務違反に基づく不法行為責任が認められた事例、判例評論 666 号、2014 年、154-165、査読無

白石忠志、行政指導と独占禁止法、高木光ほか編『行政法の争点』(ジュリスト増刊) 2014 年、280-281、査読無

②山本隆司、行政制裁に関する権利保護の基礎的考察、磯野弥生ほか編『宮崎良夫先生古稀記念論文集・現代行政訴訟の到達点と展望』、2014 年、236-274、査読無

②山本隆司、集团的消費者利益とその実現主体・実現手法 - 行政法学の観点から、千葉恵美子ほか編『集团的消費者利益の実現と法の役割』(商事法務) 2014 年、216-237、査読無

③橋爪隆、過失犯の構造について、法学教室 409 号、2014 年、110-124、査読無

④橋爪隆、過失犯における回避義務の判断について、法学教室 410 号、2014 年、134-147、査読無

⑤樋口亮介、没収・追徴、法学教室 402 号、2014 年、124-136、査読無

⑥樋口亮介、注意義務の内容確定基準、高山佳奈子 = 島田聡一郎編『山口厚先生献呈論文集』(成文堂) 2014 年、196-261、査読無

⑦佐伯仁志、刑法から見たインサイダー取引規制、金融法務事情 1980 号、2013 年、6-16、査読無

⑧大澤裕、証拠開示、井上正仁編・刑事訴訟法の争点(第 4 版)(ジュリスト増刊) 2013 年、138-141、査読無

⑨白石忠志、企業結合規制の概要と諸問題、ジュリスト 1451 号、2013 年、12 - 18、査読無

⑩白石忠志、課徴金と会社更生法、公正取引 754 号、2013 年、60-67、査読無

⑪白石忠志、独禁法における因果関係、石川正先生古稀記念論文集『経済社会と法の役割』、2013 年、369-395、査読無

⑫白石忠志、平成 24 年度企業結合事例集等の検討、公正取引 755 号、2013 年、10-19、査読無

⑬山本隆司、行政制裁の基礎的考察、長谷部恭男ほか編『高橋和之先生古稀記念・現代立憲主義の諸相(上)』、2013 年、253-292、査読無

⑭橋爪隆、証券取引法(平成 18 年法律第 65 号による改正前のもの)167 条 2 項にいう「公開買付け等を行うことについての決定」の意義、論究ジュリスト 7 号、2013 年、233-238、査読無

⑮樋口亮介、三菱自工車輪脱落事件、論究ジ

ュリスト6号、2013年、166-171、査読無

③⑥樋口亮介、ドイツ財産犯講義ノート、東京大学法科大学院ローレビュー8号、2013年、144-224、査読無

③⑦樋口亮介、預金に対する委託物横領罪、刑事法ジャーナル38号、2013年、20-28、査読無

③⑧佐伯仁志、相場操縦、金融商品取引法判例百選(別冊ジュリスト214号)、2012年、110-111、査読無

③⑨白石忠志、優越的地位濫用規制の概要、ジュリスト1442号、2012年、12-15、査読無

④⑩白石忠志、コンプガチャと景表法、法学教室383号、2012年、37-43、査読無

④⑪神作裕之、厚生年金基金の資産管理・運用に係る監督法上の諸問題、神作裕之=資本市場研究会編・企業法制の将来展望-資本市場法制度の改革への提言(2013年度版)、2012年、133-179、査読無

④⑫神作裕之、目論見書の交付義務違反等と損害賠償、金融商品取引法判例百選(別冊ジュリスト214号)、2012年、8-9、査読無

④⑬橋爪隆、新規公開株式の割当てと贈収賄罪、金融商品取引法判例百選(別冊ジュリスト214号)、2012年、200-201、査読無

④⑭ 樋口亮介 (HIGUCHI, Ryosuke)、Sorgfaltspflichten in unternehmerischen Strukturen: Japan, Deutschland und U.S.A., Zetischrift fuer die gesamte Strafrechtswissenschaft, Bd.124, 2012, 885-874, 査読あり

〔学会発表〕(計3件)

森田宏樹、奥邨弘司、窪田充見、田村善之、前田健、三村量、「TPPと知的財産権侵害における損害賠償制度 法定損害賠償・追加的損害賠償をめぐる検討を中心に・第二部 パネル討論」、明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI)シンポジウム、2015年12月6日、明治大学(東京都千代田区)

森田宏樹 (Hiroki MORITA)、Rapports introductifs sur la notion de préjudice (損害概念についての序論的報告)、Journées bilatérales franco-japonaises de l'Association Henri Capitant: Le préjudice entre tradition et modernité

(アンリ・カピタン協会日仏共同研究集会「損害論 伝統と現代の間で」)、2013年9月10日、パリ第2大学(フランス、パリ)

橋爪隆、樋口亮介、上嶋一高、ワークショップ「銀行預金をめぐる財産犯」、日本刑法学会第91回大会、2013年5月26日、中央大学多摩キャンパス(東京都八王子市)

〔図書〕(計4件)

神作裕之、神田秀樹、みずほフィナンシャルグループ、金融法講義、岩波書店、2013年、542頁、

宇賀克也、個人情報保護法の逐条解説〔第4版〕、有斐閣、2013年、532頁

宇賀克也、佐伯仁志、長谷部恭男ほか、情報法、有斐閣、2012年、290頁

山口厚、橋爪隆、樋口亮介ほか、経済刑法、商事法務、2012年、422頁

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

佐伯仁志 (SAEKI, Hitoshi)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号: 10134438

### (2) 研究分担者

大澤裕 (OSAWA, Yutaka)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号: 60194130

橋爪隆 (HASHIZUME, Takashi)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号: 70251436

樋口亮介 (HIGUCHI, Ryosuke)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・准教授  
研究者番号: 90345249

宇賀克也 (UGA, Katuya)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号: 90114397

森田宏樹 (MORITA, Hiroki)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号: 70174430

神作裕之 (KANSAKU, Hiroyuki)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号: 70186162

白石 忠志 (SHIRAIISHI, Tadashi)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号：30196604

山本 隆司 (YAMAMOTO, Ryuji)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号：70210573

(3)連携研究者  
なし